

にみてみたい。（但し原文意訳）

正木村 則武の北にあり、尾張領・加納領とも七五一石一八五の石高、名古屋まで約一〇里の距離にある。西正木・南正木は正木のうちにて三郷（南・西・東正木）に分かれている。白山権現社は村内に鎮座。貴船社・天白社などがあるが今は廢社になる。心洞寺は大白山と号し、臨済宗京都妙心寺の末寺で盤桂和尚の開基。影現寺は浄土真宗西派岐阜・願誓寺の末寺。日根野氏宅跡がある。（『新撰美濃志』）

加納領と入会地、大久保石見守検地、概免（（江戸時代武士の知行高の不均衡を是正した方法で、尾張藩などで使われた。検地帳記載の村高と実際の収穫高とに相違がある場合これを是正するための一定期の平均年貢高を伸縮する方法））。三分五厘四毛、元高七五石五三三でその内の一石七六四は楮・桑代になつていて。尾州領の村高は六一石四五五で、田畠合わせて三町八反九畝二七歩、その内訳は、引高を差し引いた田畠合計が三町三反二一步、その中で、田・五反七畝一八歩、畠・二町七反三畝三歩、屋敷一反六畝二一步と、畠が非常に多い土地柄である。

井水関係は加納領と共有され、井溝整理・井水普請は両方の村民負担になる。戸数・三三戸、男女の人数、一五三人、馬・九匹である。

さらに村の地形・位置は、東は鷺山村、南は幕領の則武村、西は幕領・木田村、北は夫桑川（（鳥羽川のこと））が境界、川向かいは幕領の古市場村と大垣預領と旗本松平式部領の相給地・城田寺村となつていて。

つぎに村の状況を事細かに記述しているので、それは原文のまま紹介する。

此村南正木は長良川の古川通り南の方へつけり、東正木村御料（（幕領のこと））と尾州領入交り、西正木村は全く御料へつけり、三村合高七百五十一石一斗八升五合、南正木には尾州は古川の北鷺山村界にあり、西正木村は古川の北へ付、村西伊自良川と板屋川の落合の処にあり、南正木と東正木は

領百姓家廿七戸、東正木には六戸あり、此村は總体竹木茂

り村立よし、竹殊によし、庄屋を六右衛門と云、皆農業を第一渡世とせり、六右衛門兄弟は駒を養立、所々へ売出す也、此村田地は古川北にあり、御料入相なり、字は川原寺・前田・中野・長瀬・落合・コヤバ・立細など云所に御領分附田地入交れり、又南正木村の東にも三反五畝入交る、土はまつき(真)にてよし、畠は第一大麦・小麦・麻・粟・黍・稗・唐黍・大根・大豆・芋・荏・牛蒡などづくれり、桑な

ど多くうゆ、井かゝりは鳥羽川の水を取る、字を若松井・江戸井・北門井と云、松二ヶ所あり、悪水も鳥羽川へ落、松は東正木村の北にあり、鳥羽川は村の丑寅の方にあり、村北にて伊自良川へ落合、下は一日市場村にて長良川へ落るなり。(一部最後省略する)

(『濃州徇行記』)

『濃州徇行記』からは、村の様子、とくに農作物などがよくわかる。

つぎに、明暦二(一六五六)年の「美濃国尾張領村々覚書」から村の状況を原文のままみてみる。

一元高七拾五石五斗三升三合 概免三ツ武分五厘四毛内(石見)一斗之改男女四拾三人 内五人廿才より四拾迄之男

石七斗六升四合 桑木・紙木高

一概高六拾壱石四斗四升五合

一井懸り加納領と立合井水取申候、井普請も両所之百姓立合自分ニ仕候

一川通堤尾州持分之堤 尾州より見分
一名古屋へ拾里、舟路八里、長良川筋ニ有

馬武匹

この覚書は、さきの徇行記よりは簡略に記されているが、村高・免・桑木・紙木高(当時は桑や和紙の原料であつた)・井水関係(井水の普請は加納・尾州両方の百姓が立合・自分たちの費用で行う)・人数関係・堤等は同一の内容がでている。ただし、両者の違いは年代で、覚書の方が約一三〇年前になる。

鷲山村 下土居村の南にあり、尾張藩領・加納藩領と合わせて六一三石三七三の石高、名古屋まで約一〇里の距離に

ある。天神社・八幡社・白山社を村民が祀っている。法光寺は淨土真宗西派で願誓寺（岐阜市）の末寺である。鷺山の古城址は村西の山頂にあり、鷺山の峯から西は正木村分で、城址は鷺山・正木両村にまたがつてある。城の南門跡は鷺山村内であるので、世間では「鷺山城」と呼んでいる。「文治（一一八五—八九）のころ佐竹常陸介秀義居城」と『美濃明細記』にあり、秀義は源氏の一族・新羅三郎義光の末裔といわれる。また、土岐頼芸が美濃国守護になるまえに鷺山城に居城していたことがあり、斎藤道三の隠居城でもあった。道三は子息・義竜との争いで弘治二（一五五六）年四月二〇日に鷺山近くの長良川河畔で戦死している。さらに「蟬土手」は村の東にあり、四面に土手の形が残り、西を出入口とし、旧宅の跡と思われるが、誰が居住していたかは定かではない。（『新撰美濃志』）

石河伊賀守の采地、加納領と入会地、概高二〇一石二五二、概免二ツ一分一厘一毛、元高三八〇石九八三で、その内の三石一九三は紙木・桑木の代、五斗は山年貢（江戸時代、村落または個人の所有する山に課された雜税）高になっている。田畠は三八町一反四畝二歩、村の戸数四五戸、男女数は二〇八人、馬一〇匹である。長良筋に村が位置している。

前掲の「美濃国尾張領村々覚書」から原文のまま村の状況を紹介する。

加納領と立合 方県郡鷺山村内	中ノ村 紙木・桑木 一元高三百八拾石九斗八升三合 内三石壹斗九升三合 内五斗 一概高武百壹石貳斗五升貳合 一早損所	給人 石川太郎八 一古城山有 一東西へ三拾間、南北三町程 一堤川除普請 一名古屋へ九里半、舟路六里半、長良川筋に村有	斎藤山城取出之内 一山年貢高 一尾州より見分
-------------------	--	--	------------------------------

一卯之改男女五拾三人 馬四疋

『濃州徇行記』の記述内容と年代の差はあるが、ほとんど変わっていない状態である。

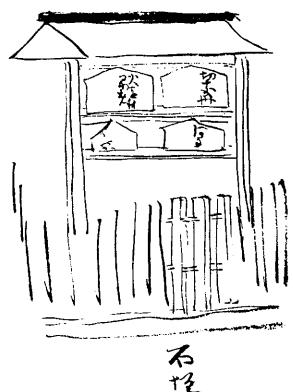
下土居村 下土居村についての記述は、同村が加納領であるため、『濃州徇行記』・「尾張領村々覚書」には載っていないが、『新撰美濃志』から原文のまま紹介する。

「下土居村は上土居の南にあり。『加納領五百十八石六斗三升。』

村明細帳にみる当地域 下土居村の文化一四（一八一七）年の明細帳（笠松堤）には、家数四四軒・人数一六八人と記されている。四四軒の内訳は、高持百姓三三軒・水呑百姓九軒・寺一軒・竹細工（竹細工を業とする者）一軒となつていて、高持百姓が全体の七〇%強ということは、比較的裕福な村の部類に属する。寺社の関係は、西本願寺宗・越州婦負郡八ツ尾町聞名寺末寺の安養寺が寺として一軒と、大森薬師小堂が一字ある。安養寺が富山県の八ツ尾聞名寺の末寺であることは、同寺がかつて、河合村角川の専勝寺から分かれたことと関係がある。神社は若宮八幡（境内・七畝歩）・神明（境内・一九歩）、斎宮司（境内・一畝一步）の三社がある。高札は三枚あり、一枚は切支丹関係、一枚は火の用心のこと、もう一枚は徒党禁止のことが書かれている。郷藏も一軒ある。土橋は一五、石橋は二、用水堰は三か所、用水溝は九か所である。下土居村の規模は、東西一六町三拾間・南北五町一〇間であり、鳥羽川沿いに細長い集落である。また農作業の間に、男は縄・俵をつくり、女は「太布着」を織つている。

鷺山村は天保九（一八三八）年・明細帳（笠松堤）で、前の項目に記されていなかつた部分のみ記することにする。

「当村御田畑、長良川出水之度毎、逆水にて残らず水下に相成」る水害の多発地帯であり、いっぽう、岩崎村用水の流末であるため、日照りが続



慶応三年「願書留」
(大前文書) より

けば水不足も多いと、水に苦しむ村であった。農閑期には藁細工が主であり、夏になると男女で田畠の肥料にする草刈りをする。冬には男は薪取り、女は木綿織をする。山には斎藤道三の古城跡がある。家数は二五軒、人数は一一八人（所の分だけ）。神社は四か所で、村北に天満宮（敷地・四畝六歩）、白山宮（敷地・三畝九歩）、山之上に八幡宮（敷地・一畝二歩）、次郎丸に白山宮（敷地・二畝二歩）である。高札は四枚あり、三枚は下土居村と同様のものであるが、あと一枚は「野火都制禁」とあり、同村が山・川原の土地柄であることが窺える。また稻の品種は「吉川小町」、畑作物は大麦・小麦・菜種、夏には稗・粟・芋・大豆・木綿・大角豆・大根などである。田畠の肥料は草・灰・種粕・干鰯である。

正木村の天保六（一八三五）年・明細帳（笠松堤方文書）では、「小笠・小柳代」を納めていることが、他の二村と異なる点である。その他、家数一二一軒、人数四三三人、寺社は京都妙心寺末寺の心洞寺、西本願寺の影現寺、白山権現・貴船明神・天白神明・斎宮司の四社で、いずれも神主はとくにいない。その他秋葉堂・庚申堂がそれぞれ一宇ある。正木御坊については「西本願寺御坊居地垣内と申す所に御座候、先年川欠に罷成候」と、洪水によって流失したことや、斎藤道三の古城跡が正木村住人に払い下げられたことが記されている。農業以外の仕事は他の二村とまつたく同様である。さらに、前述したように、「旱損・水損」の村であることが特筆されている。

二、当地域の村民生活の一端

農民の階層 江戸時代は「士農工商」の身分制度が確立され、封建社会の秩序の維持に大きな役割をはたしていた。農民においても田畠を有する高持百姓とそれを持たない水呑百姓に分かれていた。また、頭百姓制という百姓の身分制が美濃地方では農村社会を秩序立てていたが、当地域でもその傾向はみられる。頭百姓の大部分は、中世末の土豪（在地

武士)、または草分け百姓(近世期の村ができた当時からすんでいた百姓)の系譜をもつ有力百姓たちで、いずれも特定の姓をもち、○○姓・△△一統などと称し、村役人として村祭を主宰したり、用水管理や争論の仲裁などに一役をかつていた。それ以外の百姓は脇百姓として位置づけられ、村法によって種々の生活上の制約を受けていた。制約上の一例をつぎにあげれば(大垣藩領の村の場合)、

一庇・濡縁・釣天井・門・瓦葺・三尺以上の座敷は禁止。
一袴・帯鉗の禁止。

一名前に右衛門・左衛門・兵衛をつけることを禁止。

一頭百姓の屋敷へ履物をはいて入ることの禁止。
一葬儀のときに火屋・輿・白むくの使用禁止。

等があつた。

さきに、第三節でみた、当地域の村役人一覧中にも右衛門・左衛門・兵衛の名前があり、彼等が上層農民であつたことがわかる。また家作の件について、「今般私共家作之義、瓦庇御許容なしくだされ」とか、金五〇両を頭百姓に差し出しつて「淮頭分」に仲間入りを許可されたり、袴着用の許可を頭百姓に申し出、それを許可されたときに一札(誓約書)を提出した記録もある。(平野氏文書)

田畠作付の様子 寛政五(一七九三)年、正木村の庄屋・与三右衛門は「農事之儀」について、つぎのような報告書を笠松代官所へ提出している。(下鶴飼大野氏文書・抄出)

まず播種量については、

一上田壱反 _ニ 付	早稻八升位	中稻七升位	晚稻五升位	位			
一中田壱反 _ニ 付	早稻九升位	中稻八升位	晚稻五升五合	一下田壱反 _ニ 付	早稻壱斗位	中稻九升位	晚稻六升位

をあげ、土地の良否・広狭によつては、この基準から若干の増減があるとしている。

また、農事作業については、

苗代こやし

わらばひ・小草類・(下肥)下もこやし

苗代取掛り

五月 中より九十日程(已前)取掛申候

種糲おろし

五月 中より八十日程以前水ニ廿日入置候

労働量については、

苗代 壱反ニ付糲時付手間迄

凡人足式拾人位

壹反ニ付植付下搾手間

凡人足五・六人位

壹反ニ付植付手間

凡人足五・六人位

壹反ニ付田草取手間

凡人足式拾人位

是は植付後三度相廻る
壹反ニ付刈入并取入手間

凡人足五・六人位

米四斗ニ付 稲こき・摺立迄

凡式・三人位

米四斗ニ付 俵搾

半人位

このあと、麦作について稻作同様に播種量・労働量が報告されている。播種量は壹反について麦の場合四升から四升五合位であるが、労働量については稻作とほとんどかわらない。その他の畑作物として、麦作の跡へ木綿・大豆などを蒔き付けている。農耕用に牛馬は使用せず、もっぱら人力で行うなど、当時の当地域の農作業の様子が窺える。

村借りと熱田御詰糲 天明八（一七八八）年六月、正木村の庄屋・与三右衛門は木田村・上印食村・田代村・鵜飼村の庄屋と連名で、尾張名古屋の商人・信濃屋五兵衛から「金式千両」を借用している。その使途は「御年貢不納」による拝借金であることが、当時の借用証文からみられる。

さらに、この文面からは「村借」をした村々は、笠松役所支配の幕領であることがわかる。

借用申金子之事

文金式千両也、内但千両は去冬調達、千両は此度新規調

達

右は去年御年貢上納可仕処、差支申ニ付、其御元尾州
（信濃屋五兵衛）様御勘定方ニて、当分御挂借被成候金子、郡中へ借用仕候
 て、則御年貢米上納仕候処、実正明白也、依之為引当笠松

つぎは、寛政一二（一八〇〇）年の「熱田御詰糸」に関する事で、方県郡村々（下鶴飼村他）と廻田郡石原村（現町）が六
 二石五斗、俵数にして一二五俵を、熱田役所へ納めている。この方県郡村々の中に、当地域の正木村・一石と下土居村・
 四石五斗が含まれる。「詰糸」は江戸幕府の直轄地のうち、大坂・京都・駿府・大津などに設置された蔵に備蓄された常備
 米で、毎年、一定額の上納米をもって詰めかえられた。
（下鶴飼・大野氏文書）

下土居村の助郷 文久元（一八六一）年一〇月二六日午後仁孝天皇皇女の和宮（かずのみや）が将軍家茂に降嫁される行列が加納宿に
 到着した。本陣松波藤石衛門家を宿泊所とし、翌朝六時に出発し、夕方鶴沼宿に入った。この和宮の下向に際して、加納宿周
 辺の村々から多くの人足が集められた。姫宮通行の最大で最後となつたこの通行は、方県郡内からも一五か村が助郷として
 人足を出している。その中に当地域の下土居村がある。同村から何名の人足がでたかは不明であるが、加納宿へ集められた助郷の延人足が一万六二二一人とあるから、その中に含まれたものと思われる。また、この助郷費用は各村の高割りで、
 村負担になつてゐる（彦坂宮部）。「助郷」とは、江戸時代、宿駅の補充・保護の目的で宿駅近隣の農村に課した夫役をいう。
 江戸時代人口の趨勢 当地域は南部は長良川、北部は鳥羽川・伊自良川が合流して旦川といい柿ヶ瀬に流れしており、
 一つの輪中形態をとつた濃尾平野北部の平地であった。住民は永い間水に苦しみながら農耕を営んだ。主として東山道
 との関係もあって、中福光村との物資交流を深めていたと思われる。

御役所御支配之内、郡中百姓中扣高書入置候、返済之儀は、
 来ル十一月中ニ元利共急度取立返済可申候、万一及遲滞候
 ハハ尾州様御役所へ御達、急度御取達可被成候（後略）

現在は、忠節橋・金華橋の架橋により道路が整備され、岐阜

市中心部より近距離にあり、かつ古川・古々川の締め切り等により県・市の諸施設が各所に設置され、一般住民の住宅地としても急速に戸口が伸びてきた。

する可能性が強い。

鷺山の将来の方向づけを、市が岐阜県地域開発研究所に委託して実施した北西部開発研究報告によると、鷺山地区は農業地域から土地区画整理等により都市整備化を必要とする地域に方향づけされており、今後は都市環境作りを急ぐことが指摘されている。鷺山は住宅地域として人口・世帯数とも今後一層増加する可能性が強い。

文化（一八〇四）・天保（一八三〇）当時の鷺山は、河川の流路と地形等の関係もあって、下土居村は土居村をほぼ鳥羽川を境界として上土居村・下土居村に分村し、正木村は輪中形態にてやや他村に比して安住地域であり、鷺山村は東山道と河川の関係で古川に添う東西に細長い村として中福光村続々に栄え、交流があった。当時は一家族大体四一五名で、男・女の比は若干女が多いようであった。

美濃国佛飯二十八日講 佛飯二十八日講がいつ頃に出来たかは、残念なことに詳しい記録や文献が明治二四年に濃尾地方一帯を襲った大震災に失われて、明確なることは判明しないが、今から約二百年前に結ばれたことは、天明五年三月二七日に、六字・九字・十字の名号が本山から下附されて、いることで窺うことが出来る。これより前から本講の組織

天保・文化ころの家数・人数状況

人 数			内 訳	家 数	区分 村 名
計	女	男			
一 六 八 名	八 七 名	八 一 名	筰 寺	高持百姓 水呑百姓 一戸 一戸	四 四戸 三 三戸
四 三 三 二 名	二 一 七 名	二 一 五 名			一 二 一戸
				高持百姓 水呑百姓 一戸	二 五戸
				二 四戸 一 戸	
一 一 八 名	六 〇 名	五 八 名			

(岐阜市史旧笠松郡代役所文書)

が出来たことは間違いないようで、「十五六代御門主」の時代ともいわれる。三幅の名号と天保一二年広如上人・明治七年明如上人・明治四三年鏡如上人から戴いた御消息が残つて居り、此の名号と消息を中心に、講員が月ごとに相集まり御法義を軸に念佛の教えを受けて来た団体である。その後次第に組織も強化され、美濃国の中に東は長良川を境として西は揖斐川の間、岐阜市西部・本巣郡・揖斐郡の中心部に発展してきて、講員も五〇〇〇世帯を超える程になった。特に本講は寺と檀家と云う関係でなく、本山と直結していることも他の講と異なる意義と性格をもつてゐる。

宗祖親鸞の御遷化の日、即ち（旧暦）一月二八日をゆかりの日として親鸞の生涯を追憶して慕おうとする人々の集いの法要である。

第六節 当地域の社寺

一 神社

(一) 鷲山区の神社

北野神社 旧社格は村社。旧鎮座地は字市場。「新撰美濃志」には鷲山村の条に「天神社・八幡社・白山社ともに村民まつれり」とあって江戸時代の面影を窺わせる。字市場に鎮座した当時、氏子は一五戸。本社は桧皮葺で縦三尺七寸五分・横二尺二寸六分。末社の白山社は板葺。境内は東西三一間三尺三寸・南北一〇間一尺八寸で面積一反二五歩、無税地であった。北野神社は明治末に字市場から現在の字水門に移され、最近造営された。その経過は次のようである。

北野神社の造営

北野神社は明治四四年に鷺山字市場より現在の字水門の山へ移転した神社である。鷺山が岐阜市へ

合併する頃本殿の再営がなされたが、風雨のために雨漏りがしだしたので鉄板で屋根全体を二重にするよう修理された。然し又雨漏りがあるので昭和四〇年頃から造営の話が出始めた。其の研究をして居る中、正木の白山神社の造営があり、更にこの話が前進した丁度其の頃、保険局より（現在相互銀行のある土地）をいすゞ自動車へ売らないかという話が出た。然し此の土地は名儀は北野神社になって居るけれど、実際は払い下げ當時、多数の区民が代金を出資して買った土地で、区長名義で登記されて居た。しかし、区長が二代・三代と替わるうちに登記もおろそかになり、将来個人名義になるおそれもあるという事で、当時の区協議員が協議した。その結果、神社に名儀がなつてるので、権利者総会を開いて名儀変更の議決をせねばならず、先ず総会を開いてからとなり総会を開いた。総会の議題は次の通り。

- 一、保険局へ貸地してある東端の一部売却の件
- 二、其の代金を北野神社に寄附をして造営の資金とする
- 三、其の金額だけで出来ない場合は追加して売却する。

提案は万場一致で決定していすゞ自動車と交渉して決定した。造営に向けて建設委員会を作り発足した。丁度その年が明治百年で県神社庁より記念事業を何かやるよう指示されて居たので、明治百年記念事業として進む事



北野神社（天野敬也氏提供）

になつた。鉄筋がいいのか和風がよいのか近郷近在の神社を視察した結果、本殿に高富の神社、拝殿に三輪の神社を取り入れる事に決し、山の測量を楠目測量士、建築設計を田中建築士、敷地造成を中心土地に、それぞれ地元の人に依頼した。山削りは県の現地での指導によつて許可を取り工事に着手した。中段の土地が他人の土地で買収の話がまとまらず一先ず下の土地と交換する事で話がまとまり、旧参道より参拝するよう設計した。上段の土止工事の岩石は中央土地の寄附によるもので、城壁を思わせる立派なものだつた。敷地造成が進む中で本殿を唐箕屋本店、拝殿を高山の総和建築に発注した。工事は順調に進み石段・玉垣・手洗鉢・狛犬等、石材は岡崎の菅沼へ注文した。最後は鎮座祭の行事のみとなつた。祝賀行事は餅投げ・稚児行列・みこしに決まり準備にかかつた。餅のつり込みは木やり音頭で公民館より神社迄つり込み棚にかざつた。

木やり音頭の練習は平野啓一が指導した。みこしは区域内を一巡し小学校で待機した。正木・下土居の奉納餅を迎えて行く稚児行列は、池田公園より社殿前迄交通事故防止の為村中を通る事とした。此の際神の広い心を非農家の方々にもと奉贊会を結成して、此の式典に参加してもらつた。会員の応募は九百人を越える程だつた。忽論区民の買った土地について一切関係なしで、神社の発展に協力する事を基本として結成した。一〇月一五日式典の日は好天に恵まれて大盛況の中に行事が順



北野神社の造営記念（北川巖氏提供）

調に進み、最後の餅投げも事故なしで終わってほつと一息ついた。その後保険局より前の池と保険局裏の土地交換の話があり、役員でまず協議した。あの池は池ではなく古川の川底があるので、将来の人のために現況で残したいと思った。けれども貸してある土地でもあり、神社前の土地が人の土地では正面に参道を付ける事も出来ないので、保険局と交換した土地と社前の土地とを交換してもらう為に交換するよう話を進め、区民総会で決定し交換した。この土地についても北野神社へ寄附して参道を正面に付ける事の同意を得ておいた。続いて社前の土地所有者に頼み込んで承諾してもらい参道を正面に付け替え大鳥居も建立して第二期工事を終わった。第三期工事は一五年後手洗いを下に降ろし、井戸館へ建てた。資金は同じく区民の土地を了承を得て売却し、現在の境内とした。其の後も山へ行く農道を兼ね大道路南の土と青年団の試作場の田と交換して、現在の境内に広めた。これで神社の形態が整った。

富司と年中行事

北野神社富司

昭和四年末まで 川島玉次郎

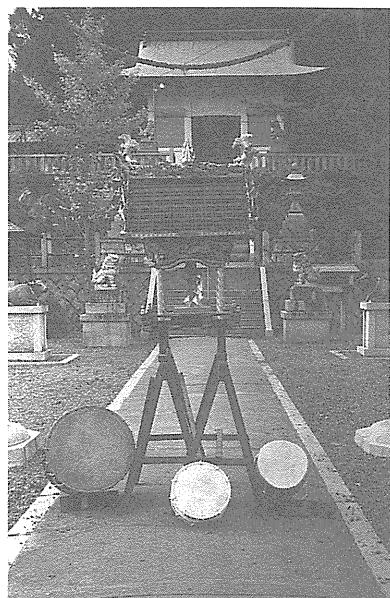
昭和五年から 辻 善一

昭和四〇年から 辻 善広

昭和四三年一〇月一五日に造営完成。造営前は氏子として、お祭りをしていた。四三年一二月二三日に奉賛会を結成した。結成時の奉賛会員は九〇〇人位。現在は千三百有餘名

造営費用

北野神社（昭和四三年一〇月五日）五千円



神楽（北野神社）（平野豊氏提供）

敷地面積 七反（水門一五五の一）
手洗建立（昭和五八年一〇月五日） 一七〇〇万円
玉垣建立（昭和六〇年一〇月五日） 四〇〇万円

北野神社神事 一月一日 元旦祭
一月十五日 左義長
二月一日 勸学祭
四月五日 祭礼
七月末曜 夏祭り
一〇月十五日 秋祭り
一一月二三日 勤労感謝の日

(二) 八幡社

祭日は八月一五日、字水門に鎮座、社は板葺で縦二尺六寸三分・横二尺五分、境内は東西六間・南北五間で面積は一町歩、有税地である。

(三) 津島社

祭日は六月一五日、字中須に鎮座、社は板葺で縦二尺三寸八分・横一尺六寸五分、境内は東西一四間四尺二寸・南北五間九寸、面積は二畝一五歩、有税地である。

(四) 伊邪那美命社

祭日は八月一三日、字治郎丸に鎮座、社は板葺で縦一尺九寸七分・横一尺五寸二分、境内は東西九間四尺二寸・南北一〇間二尺四寸、面積は三畝一五歩、有租地である。鷺山区の主な神社は以上四社で、神官建部志那雄と戸長森田吉造・副戸長北川常三郎が証明している。（明治七年神社明細帳）この他、鷺山区には左の神社がある。

秋葉神社

敷地一坪

鷲山の秋葉神社は三丁目八六地内に鎮座した。建立年月は不詳。水害から守る為二畳余の石垣の上にあつたが、昭和初期私有の為に現在地鷲山四丁目三叉路四六一地東に小森仁三郎寄進により遷宮されたと古老は言う。

昭和初期までは小麦桿からを使用したかやぶき屋根の家が多かつたため、火の守護神として信仰は特に厚かつた。一年間活発時には若い衆の年中行事であつたが、今は各町内の当番制である。

昭和二二年以前は本山静岡県周智郡春野秋葉山まで神札交付に代参したというが、今は伊奈波神社に代表が代参され、一月一一日神札を授納される。

祭事は二月一八日と八月一八日である。

祭神は火之迦具土大神である。

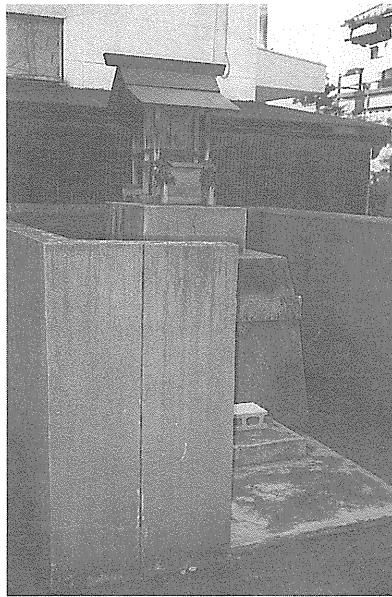
伊弉諾・伊弉冉二柱の神の御子で火の主宰といわれ、神徳は火の幸を恵み悪火を鎮め、諸厄・諸病・商売繁昌・火防、開運・家内安全・厄除開運の神と言う。

秋葉神社

ア、所在地 鷲山一七六九番地の二（若水町一七六九番地の二）

イ、祭神 火之迦具土大神

伊弉諾・伊弉冉二柱の神の御子で火の主宰神と言われ、神徳は火の幸を恵み悪火を鎮め、諸厄・諸病と火防開運、又



秋葉神社若水町1769（平野豊氏提供）

家内安全・厄除開運・商売繁昌の神と言われる。

ウ、由 緒 昭和二四年二月二〇日若水公民館前に安置した。

毎年一月伊奈波神社にて神符を受け、毎月一日・一五日には供物を供え役員が代表参拝し町内の安全を祈る。

祭礼は、四月四日・五日神輿を奉納して火災守護神の祭事を行う。

秋葉神社

ア、所在地 鷺山一七六九番地の一三五

イ、祭 神 火之迦具土大神

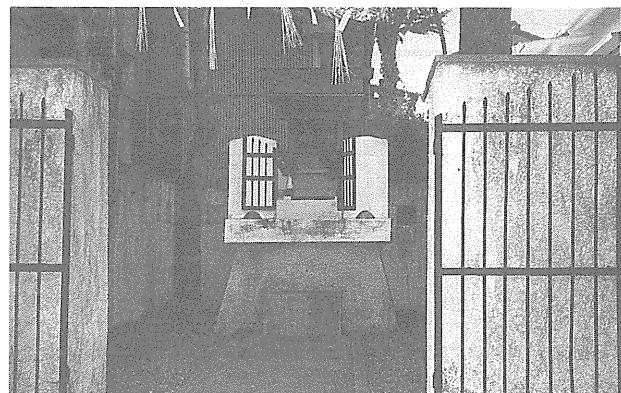
ウ、由 緒 昭和二五年四月創建。

清洲町は戦後急造した住宅街で建物が密集し、道路は狭隘で、一朝有事の際には大きな災害となる心配もあり、町内挙げて秋葉神社の創建に賛同し建立された。その後、昭和五六六年八月に社を一部改築し、町民の尊崇をあつめて今日に及んだものである。

祭事としては、例祭が毎月一日と一五日、春秋の大祭が三月二三日と一〇月二三日、左義長は一月一五日と定め、大祭には町自治会長も協力して奉仕し神官を招いて神事を厳修している。

(二) 正木区の神社

「濃陽志略」に白山権現祠は村人が氏子として奉仕しているが、貴船祠と天王祠（二社）の三社は今は廃れていると



秋葉神社 鷺山1769～135（平野豊氏提供）

ある。幕末正木村の神社の実態で、「新撰美濃志」は白山権現社は村内にあり、嘗て貴船社・天白社等があつたが今は廃社となつたと記している。

(1) 白山神社 旧村社

字山本に鎮座。氏子一三二戸。本社は桧皮葺で縦六尺三寸・横五尺一寸、拝殿は瓦葺、縱三間・横二間、境内は東西四四間四尺八寸・南北一三四間三寸、面積は二町五歩、無税地である。祭日は九月一六日。

造営奉祝

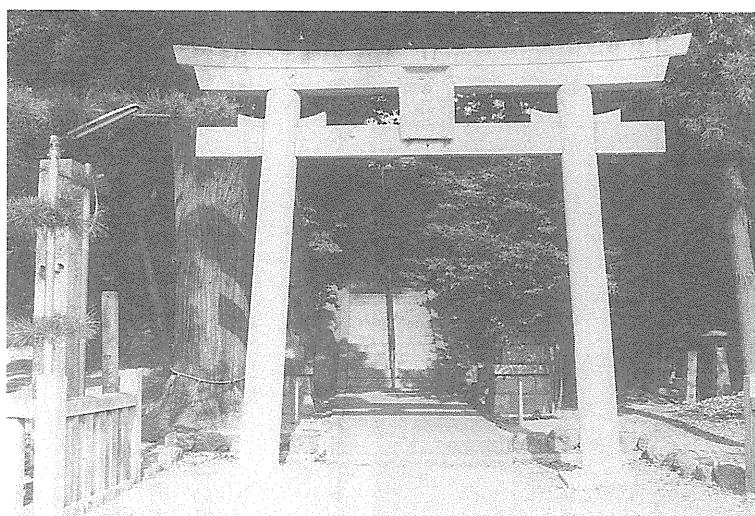
白山神社の造営は

総工費 二三〇〇万円

白山神社境内敷地 一二四〇坪

白山神社幣殿工事費 一三五〇万円

で竣工し、昭和四一年一〇月一四日、造営奉祝祭を執行した。当日朝七時花火四発打ち揚げ、氏子は各戸国旗掲揚。記念品として各戸に風呂敷・折詰・酒二合瓶・紅白の饅頭まんじゅうを配る。白山神社へ奉納する餅を正木公民館から赤手拭・鉢巻姿の氏子が各町内を



白山神社（天野敬也氏提供）

巡つて神社へ奉納する。北野神社（鷺山）八幡神社（下土居）から祝餅を奉納、これを出迎えた正木広報会・氏子総代・消防団・青年団は鷺山小学校前に迎え、共に白山神社へ奉納。一〇時花火三発と共に奉祝式典挙行。金神社から巫女の舞、則武新田より神樂舞を奉納。式典終了後、境内広場で氏子全員が会食祝宴。餅撒き。ちなみに餅米は氏子から一升ずつを集め約一五俵。餅撒きは川島紡績工場で氏子・婦人会が奉仕した。

白山神社遙拝所

所在地 正木古川一九九一ノ一

場所が遠いということから、南正木に遙拝所を建てた。昔は水害が多かつたので堤防の上に建つていが、古川の改修工事により堤防が取りはずされたので（昭和二八年頃）、現在地に移転した。春の祭礼は四月四日・五日、秋の祭礼は一〇月一四日・一五日。



白山神社造営（森田操氏提供）



白山神社遙拝所（天野敬也氏提供）

(2) 社宮神社

祭日は八月一一日、宇山本に鎮座、社は板葺で縦一尺五寸・横一尺二寸、境内は東西八間・南北二四間、面積は五畝一二歩、無税地である。

(3) 貴船社

祭日は三月三〇日。宇貴船に鎮座。社は板葺で縦一尺二寸・横一尺二寸、境内は東西一〇間三尺・南北一四間一尺二寸、面積は四畝二九歩、無税地である。

(4) 天白社

祭日は一月一〇日、宇天白に鎮座、社は板葺で縦一尺五寸・横一尺二寸、境内は東西一三間四尺二寸・南北八間五尺四寸、面積は四畝二歩、無税地である。ちなみに天白の地名は天白神社が祀られていたことに因る。天白神社は南正木の氏神であったが、明治四二年（一九〇九）に鷲山城址北麓の白山神社に合祀された。祭神は白山神社にある石標には天照大神、一説には弥都波能売神とする。通称天白さまとして祀られ川の決済を防ごうとしたものであろう。天白の地名は美濃国七ヶ所、伊勢国六八ヶ所、尾張国一九ヶ所ある。
（三渡俊一郎氏「天白信仰の研究」）

正木の神社はあわせて四社であることを前記の神官・建部志那雄と戸長・山内与造、副戸長・高橋又造が証明している。



天白社の石燈籠（天野敬也氏提供）

秋葉神社

ア、所在地 正木一三〇四番地の一（正木中組 山田清宅隣）

イ、祭神 火之迦具土大神

伊弉諾・伊弉冉二柱の御子で火の主宰神である。

ウ、由緒 造営年月、不詳。

秋葉本宮は静岡県周智郡春野町秋葉山の秋葉神社。東正木は町内毎に、三一四名交代制にて、本宮秋葉神社に参拝して神札を受けてき、火防の神として祀っていたが現在は一月に伊奈波神社で神符を受け、祭事は三月一七日、九月一七日氏子総員にて参拝し新年・総会をかね、酒肴にて夜を徹して火災の守護神の祭事を行う。

秋葉神社

ア、所在地 正木一三五九番地（北川清宅隣）

イ、祭神 火之加具土大神 伊弉那諾・伊弉那美二柱の神の御子で火の

主宰神である。

ウ、由緒 静岡県周智郡春野町秋葉山の秋葉山本宮秋葉神社から代表者が伊奈波神社儀式殿において町内奉斎の神符、家庭奉斎の小神札を受けてきて祭事を行う。



秋葉神社 正木1304（平野豊氏提供）

秋葉神社

ア、所在地 正木二丁目（自治会長宅にて祭挙）

イ、祭神 赤石山脈の遠州平野に突出した最南端で天竜川の上流の秋葉山に祀られる秋葉山本宮秋葉神社の火之迦具土大神

ウ、由緒 昭和二六年頃創始。

鎮座の適地がないので現在のところ自治会長宅で祭りを行う。

毎年一月伊奈波神社にて神符を受け祭事を行う。祭事は九月一八日頃。

エ、崇敬者 一〇一世帶

愛宕神社 所在地 正木南出口二二ノ二

火の神様で、本山は愛宕山（海拔約一〇〇〇m）で、京都西部にある。毎年三月に代参で各町内五名で参っている。

春祭りは三月一七日、秋は九月一七日である。

秋葉神社 所在地 正木二三八ノ二

昭和五三年一一月に新しく建て替えられた。神社は秋葉様であるが、南正木の愛宕神社と一緒に神札を受けている。

祭礼は南正木と一緒にある。水害から守るために、高い四本柱の上に安置された。



秋葉神社 正木1359（平野豊氏提供）



秋葉神社 正木238の2
(桑原康夫氏提供)

上光神社 龍神
社 所 在 地
正木南出口六ノ

一

両神社は、操

舟橋の南側堤防
上にあり、昭和
七・八年頃道路

改修工事の時へ

びがたくさんいたため神社を作ったといわれている。その後昭和五一年九月一二日災害により堤防が改修されたので、南正木公民館西側に移転した（昭和五八年五月一六日）。祭礼は七月一六日川祭りと一緒に行う。両社のうち龍神社のみ左に特記する。

龍 神

ア、所在地 正木一五一一番地（白山神社境内敷地）

イ、由 緒 創立年月不詳。但古老人の話によると、昭和五年頃操舟橋の架け換えの時、伊自良川の堤防が竹敷・雜草でしげり、蛇が多數繁殖して、工事に危険を感じた人々が伊自良川と鳥羽川の合流堤に祭神したとの説がある。



秋葉神社 正木238の2 (平野豊氏提供)

その後、昭和五一年災害の復旧工事のため白山神社に安置され、
今日に至る。

秋葉神社

ア、所在地 正木一五〇七番地（梅田豊宅地内）

イ、祭神 火之加具土大神

伊弉諾・伊弉冉二柱の御子で火の主宰神である。

ウ、由緒 自治会長宅にて祀る。

毎年一月伊奈波神社にて神符を受け祭事を行う。

下土居区の神社

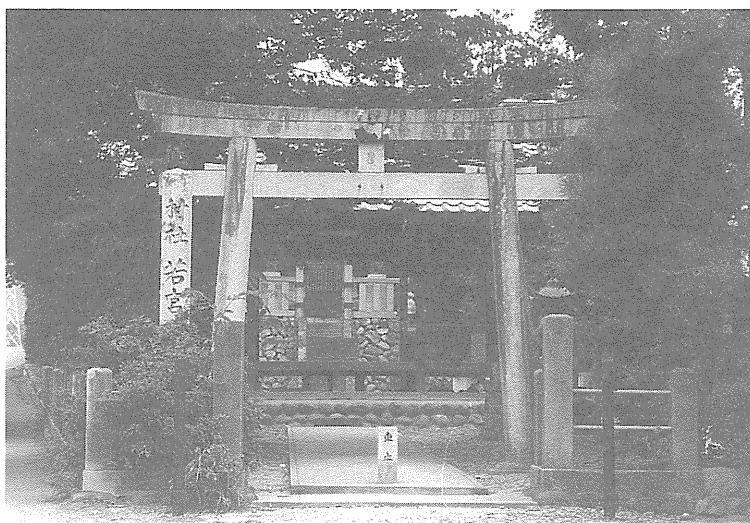
(1) 旧村社 若宮八幡宮（社）

この項は、明治七年の「神社明細帳」（県歴史資料）より記述した。

祭日は九月二一日、字若宮に鎮座、氏子三九戸。本社は桧皮葺
で縦三尺三寸・横四尺、拝殿は瓦葺で縦一間三尺・横二間、境内
は東西一五間一尺八寸・南北一四間三尺三寸で、面積は七畝一二
歩、無税地である。

(2) 社宮神社

祭日は一月二一日、字若宮に鎮座。社は板葺で縦九寸五分・横



若宮神社（天野敬也氏提供）

一尺八分、境内は東西五間二尺一寸・南北五間三尺九寸で、面積は一畝歩、無税地である。

(3) 神明社

祭礼は一月二一日、宇仙道に鎮座。社は板葺で縦七寸五分・横九寸、境内は東西三間九寸・南北は六間三尺で面積は二〇歩、無税地である。

下土居村の神社は以上の三社であることを第七大区郷社祠官試補・建部志那雄と戸長・川嶋助右衛門、副戸長・岩佐七之右衛門が連名で岐阜県に報告している。

秋葉神社

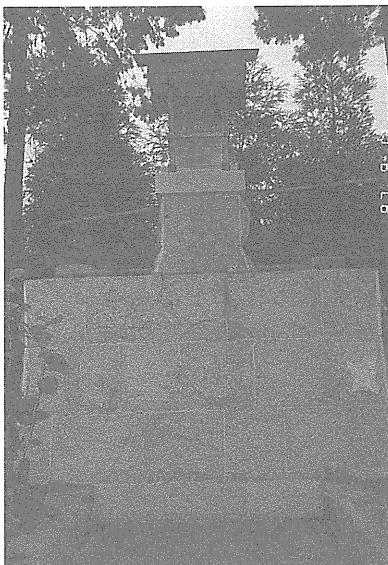
ア、所在地 下土居若宮二〇二番地の一

昭和六〇年二月、岐阜環状線（道路）建設工事のため、若宮八幡神社の境内に壯厳な遷宮式を挙行し立派に造営。イ、祭事 火之迦具土大神

ウ、由緒 不詳。

下土居部落公民館の敷地の南西角の一角に一・八尺の高さの石積をした所に祀つてあったが、現在は八幡神社境内に遷宮する。

毎年二月一三～四日に静岡県の秋葉山本宮秋葉神社へ町民が「くじ」を引いて三名代表参拝、火防守護のお札を受け



秋葉神社 下土居若宮202の1
(平野豊氏提供)

てきて、自治会で火災の守護神の祭事（お火待という）を行う行事があつたが、現在は、毎年一月上旬伊奈波神社において神札を受けてきて祭事を行う。

二寺院

(1) 正木御坊（黒野別院）

中世の頃で正木御坊の成立については述べたので、ここでは慶長一五（一六一〇）年藩主加藤貞泰が城下繁栄のため、当地域の正木（垣内正木）より黒野へ移転させた以後を述べる。正木御坊の移転理由として、慶長一五（一六一〇）年の大洪水により御坊が水害をうけたので、安全地帯の黒野へ移されたともいわれている。

移転後は黒野御坊のことを略して当地では御坊さまと呼んだ。正木にあつた当時、西改田村教徳寺住職教覚の次男徳念が御坊の世話をしていたが、寛永九（一六三二）年坊舎の留守店役を仰せつけられた時から、本願寺より「光順寺」という呼び寺号をうけて坊舎管理をした。

このように黒野坊舎は光順寺が留守居を勤めたが、元来光順寺は呼び寺号で寺がなかつたので、御坊との区別がつかないため、いざこざがあり、文化一〇（一八一三）年には一時空坊となり、教徳寺・仏心寺・専長寺の三か寺



正木御坊の大石（平野豊氏提供）

が御坊の勤行を勤めたことがある。ついで教徳寺など三二か寺は、御坊を岐阜輪番所の兼帶にするよう本山に願い出た。

結局御坊と光順寺の境内の区別がはつきりしないところに問題があり、明治一〇（一八七七）年その分離方を県に願い出て、これが県令に聞き届けられ、総面積五反五畝七歩のうち、御坊三反七畝二歩・光順寺一反七畝六歩を、熟談のうえ決定した（仏心寺）。また、明治九年四月の宗規改正により「黒野別院」と改号し今日に至っている。（この項「黒野」〔文書〕〔史誌〕参考）

（2）白鷺山 法光寺

所在地 岐阜市鷺山四四七番地

宗派 浄土真宗本願寺派

創建 文明元（一四六九）年一〇月開基道秀が本願寺第八代蓮如上人より親しく教化を蒙り本願寺第九代実如上人の弟子となり、寺号を法光寺と賜わり、本尊阿弥陀如来御絵像、並に御染筆六字名号二幅を下附されて、大永二年一一月二八日（一五二二）方県郡下福光郷江畑町（御絵像裏書）に一字を建立せるものである。

開基開基道秀は美濃国守護職として権勢を誇り繁栄した土岐家の出身である。即ち土岐頼清の実子頼道が故あって武門を遁れ近江国矢島に住し、これより姓を矢嶋と改めた。その子甚太輔道重は土岐頼康の招きにより再び美濃に来、



法光寺（昭和62年当時、天野敬也氏提供）

下福光郷江畑町に住し、武百石の武士となつた。その子甚兵衛が即ち開基道秀である。時恰も土岐左京大夫頼芸の鷺山城在住の年代であつた。道秀は常に参殿し頼芸より仏像・名石宝巖・土岐家歴代の書画等を拝領した。中でも福光山妙光石と称する宝石は黄青紫白赤水精光色の名石と伝えられる。

寺歴創建日ならずして法光寺が火災に遇い、下福光郷山崎（鷺山南東一帯）なる所に近親や頼芸の援助に依り再建復興し、七堂伽藍が整つたと伝えられている。因みに山崎は当寺元寺内並に所有地壱町八反であつた。

初代道秀七一年の時、天文一一年（一五四二）斎藤道三は主頼芸を攻め自ら斎藤山城守秀龍と称し鷺山城に住した。二代道円は歌道に於て道三と親しく常に参殿し交遊護持があつた。道円が五一歳の弘治二（一五五六）年、道三は吾子義龍の為に殺され鷺山在城は一五年であつた。

法光寺相伝記に依る道三の詩歌は次の通り。

三尺剣光氷在手一張弓勢月當心

朝候日高冠額抜夜行沙厚履聲忙

この寺に金光石をさづけおく

みのりと共に照せ御国を

見渡せば四方を一目に山や川

福光山の景色なるらん

道三滅亡後元亀年中に始めて道円は下福光郷中に百姓一五軒外に八軒を以て鷺山村一村を開き、坊庄として村方年貢諸事を支配した。又元亀三年石山本願寺顯如上人法難、信長と対陣の時は門徒と共に本願寺の為出兵した。



鶴仙の鶴の画
(法光寺提供)

三代道易は、坊庄として村方を支配し、慶長五年岐阜之乱の際には村方は申すに及ばず近郊の百姓・町人を語らい、徳川家に味方し民家相応の忠義を勤め、家康より制札、池田三左衛門輝政より折紙を頂戴した。

(制札)

禁制

一、甲乙人輩狼藉事

一、陣取放火之事

一、伐採竹木事

右之條、於違犯之輩者速可處嚴科者也

仍下知如件

慶長五年八月日御判

(折紙)

△

當手乱妨狼藉放火之事何之雖爲御人数

此折紙を以て申理者也

さ記山郷中

三左衛門印

かかる時代の変遷の中、山崎法光寺は天正・文禄の大洪水に依り、足利将軍家・土岐家よりの拝領品、斎藤家よりの寄附物、書類、記録等、本堂初め諸々の建物と共に流失し、市場と申す所に転地した。この市場では道路をはさんで東に法光寺、西に村社北野神社があり、村の中心地となつたが、又々洪水に会い現在地池田に転地し今日に至つている。四代道祐となり、村方年貢諸事支配の義は、法光寺別家助右衛門・惣右衛門に譲り、寺法のみを相勤める様になつた。五代祐円は元禄七年五月本願寺第一四代寂如上人より現在の御本尊阿弥陀如来木像を授興された。古伝に曰く「當山本尊阿弥陀如来は惠心僧都源信和尚の御作仏にして凡そ八百余年の往古御彫刻の靈像也」と。

九代一円は狩野派画道に秀で鶴仙と号し、又鷺山道人と申し、その作品は中国・九州地方に於いて大いに珍重されたと云う。当地現存の傑作に長良川畔専心寺本堂の襖絵がある。尚この時当地庭園は川北一の庭であつたと伝えられている。

一一代一道は嘉永四年現在の山門を建築した。

一二代大円の時明治一年より一二年に亘り現在の本堂が再建された。

一四代道堅は若年より官界にあり、東京築地本願寺関東大震災後の復興に際しては貢献する所多大であった。又退官後

本願寺財務部長として財政改革に尽力し輪番等を歴任した。

一五代鶴円は昭和一九年より住職となり現在に至る。昭和四〇年庫裡を改築した。

(法光寺由緒書・法光寺
相伝記・矢島家記録)

(矢島鶴円記)

(3) 安養寺

越中国婦負郡八尾町聞名寺末寺

淨土真宗本願寺派 安養寺。

開基年号 天正二甲戌年 永明開基。

当寺開基の由緒 尾州熱田大宮司某之三男岩佐藤藏善國と申者、淨土真宗

八代目 蓮如上人に皈依し、明応年中飛州白川郷 照蓮寺に來り剃髪し法名を善教と改め、同國高山に一ヶ寺を建立し善國寺（現在高山勝久寺）と号す。照蓮寺末寺なるべき処照蓮寺を去り、桐山聞名寺別れ故血脉の委源を改め聞名寺末寺となる。

右善教の子善永は享禄二丑年一一月五日

濃州方県郡下土居村に來り道場を建立す。善永善國寺より持參せし宝物本



安養寺（昭和62年、天野敬也氏提供）

願寺蓮如上人真筆六字名号一幅、本山御免七高祖画像一幅を安置せし処、善永一代は右二幅を安置し、善永子永明代に本山画像を願い出で、本末の御吟味有り、本山一代願如上人御裏書天正二^{甲戌}年三月二七日聞名寺末寺濃州方県郡土居郷願主积永明と免許された。

この時安養坊と号す。然るに永明を開基とし其の後先祖善永より五代目永順代「寛文三^{癸卯}年本尊木仏併に寺号則ち安養寺と本山より御免下されて善永より現住職惠雲は一七代目となる。

安政元年夏一三代至誠代に本堂裏堂より失火し本堂全焼す。火災に依り本尊・過去帳・宝物(軸)・記録書一切焼失す。現在の親鸞聖人・聖徳太子・七高祖御影は一三代至誠が願主とし再下附(安政二年)される。

現在本堂は明治九年一四代覚音再建、現在に至る。

鐘楼は黒野御坊より古鐘堂を分譲受け移築、安土・桃山時代の物と言われ、当時の建築様式が残されている(昭和六年一五代行順代に移築)。

山門はこれも建築年代は不明であるが、昭和七年頃大修繕され、鐘楼門で門の上に大鐘が吊されていた。この鐘は陣鐘であったが、第二次世界大戦のために供出してしまった。

鷲山の上に小学校が建てられる明治二三年当時、安養寺本堂を校舎替わりとして使用されたと聞いている。

(岩佐恵雲記)



安養寺のオコリ地蔵(平野豊氏提供)

(4) 淨土真宗本願寺派。影現寺



心洞寺（天野敬也氏提供）

淨土真宗本願寺派。岐阜市正木一二九四番地。創立は明応年中（一四九二—一五〇〇）に釈正西が蓮如上人に帰依し、文龜元年（一五〇一）八月一〇日は、実如上人より大本尊阿弥陀如来の御影を賜わり、尾州羽栗郡竹ヶ鼻郷柚木村（現羽島市）に在住した。その後、織田信長の兵火に寺を焼かれたが、小田原城主大久保加賀守の家臣・片桐藏人善嘉が現在地へ移転して再興した。移転の年月は不詳である。明治二四（一八九一）年の濃尾大震災で本堂・庫裏が全部倒壊したので、翌二五年に本堂および鐘楼を再建し、二七年には庫裏ができた。さらに、昭和六〇年五月に現在の本堂が再建された。

同寺の「大本尊累縁起」によれば、方県郡木田村（現岐阜市木田）仏心寺の僧侶が、正木村の男女の不法義を悲しんで、濟度の志をもち、一寺を建立しようと思つていたところ、寛文年間（一六六一—一七二）の或夜、不思議な靈夢をみた。その夢は身長が二尺ばかりの阿弥陀如来が夢枕に影現しておっしゃるには、「汝が志殊勝なり。我又濟度を助け、速かに志願満足あらしめん。先ず我を本尊とすべし。」といわれたのに驚き目をさましたところ、枕元に忽然として一軸が置かれてあつた。夢中で軸をあければ、阿弥陀如来の本尊であり、軸の裏を拝見すると、「方便法身尊形・文龜元年八月一〇日、尾州竹ヶ鼻郷柚木村願主釈正西。大谷本願寺釈実如花押」とあり、実如上人の真筆であつた。よつ

てこれを本尊とし、この由を本山へ申しあげたところ、寺号を「影現」と賜つたとある。

同寺の宝物は、本尊阿弥陀如来立像・方便法身尊形・親鸞聖人御影・上宮太子尊形・三朝高僧画像・蓮如土人御影・前住上人御影などがある。

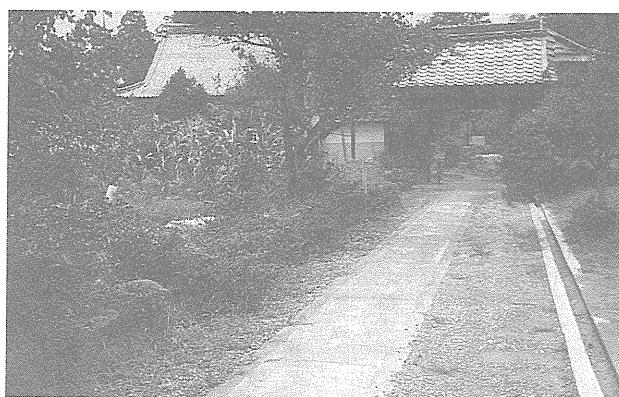
また、世代住職はつぎのことくである。

第一世	善嘉	貞享三寅年二月二九日死去
第二世	善教	安永四乙未年一月一九日死去
第三世	惠照	文化五辰年一月二九日死去
第四世	聞照	天保八丁酉年一二月二九日死去
第五世	紹隆	万延元庚申年六月二三日死去
第六世	善恭	明治三六年四月一三日死去
第七世	了因	昭和一八年四月二十五日死去
第八世	秀教	昭和一九年六月二二日死去
第九世	小田嶋隆昌（現在）	

（影現寺・小田嶋）
（隆昌文書による）

明治七年（一八七四）の「寺院明細帳」
（県歴史資料）によれば、檀家数四一戸、
本堂は瓦葺で縦六間・横六間三尺、庫裏は萱葺で縦六間・横二間三尺、門は
瓦葺で縦一間三尺・横一間、境内の規模は東西二四間一尺二寸、南北一四間
三尺九寸、敷地面積は一反一畝二四歩、おもな木数は一二本となつてゐる。

（小田嶋 隆 昌記）



影現寺（天野敬也氏提供）

当寺は太白山心洞寺といい、その本山は妙心寺で京都花園にあり、臨済宗妙心寺派に属している。

寺伝によれば、美濃国の守護土岐成頼が文明一一（一四七九）年加納に瑞龍寺、革手に正法寺を建立し、正木村に七堂伽藍を創建して、天童山心洞院と号し、四宗兼学の道場とし、何れも天下泰平国家安穩の祈願所とした。永禄年中（一五五八一一五六九）織田信長が稻葉城攻略の時伽藍尽く灰燼に帰した。

天正年中（一五七三一九一）信長は元心洞院は稻葉城の乾位にあたるので再興し、専ら国家安全の祈願所とした。その境内地は今のが貴舟より南古川まで、塙ノ戸東より山本まで、境内及び正木山一面は共に除地とした。今的心洞寺は古の地蔵堂の古跡である（節外文書）。しかし、時は流れて堂宇が崩壊し僅かに一字の地蔵堂を存して心洞院と称した。

延宝年中（一六七三一八〇）盤珪禪師の徒良弘が、此の小堂に安居坐禪した。特に加納城主松平丹波守光重は田獵の節に良弘の坐禪の容儀を見て深く帰依し、時々禪法を問われ遂に伽藍を再建し、太白山心洞寺と称した。時に元禄六年（一六九三）諸堂完備するに及んで良弘は師恩の重きを奉じて盤珪禪師（勅賜仮智弘濟禪師）を請じて開山始祖とし、良弘相ついで住したとした（節外文書）。

濃州方県郡正木村心洞寺者為仮智弘濟禪師開基其徒住持焉依之為当山之末寺者分明也、永可令法孫相続至嘱、元禄八_亥年八月一四日、妙心寺印（書状による）

心洞寺を創建した良弘は「公不レ知ニ何許人一、亦不レ詳ニ其姓字一侍者曰晩年出家禮三勢州見性寺尼岩和尚一薙染入ニ吉野山一深自韜晦木食草衣勤苦年尚矣、曾聞下我仮智禪師燭化海内之士望レ風帰レ之如中水投上レ壁亟往瞻礼機語相投如レ飲ニ甘露一遂卸レ包委レ身行業純一、舊名是心改云良弘字號大済（心洞寺禪堂上梁記）。是心（良弘）は伊勢の人で仮智禪師に参したのは延宝七（一六七九）年で後五八歳の時美濃に行き加納城主松平光重の帰依を受けて心洞寺を

創建し、仏智禪師の不生禪を唱えて、道俗の深き信仰帰依を受けていた。そのことは

時有「真先竜香、太郎丸祖海等」、「盛説」平実禪「西濃道俗悉隨其化」（白隱年譜）でも知られる。宝永三丙戌年（一七〇六）三月二三日八二歳で寂滅された。

尚白隱とは江戸後期に活躍した名僧で、當時衰微していた禪を復興し、多数のすぐれた禪僧を育成輩出した。現在の禪は白隱の流れを汲むものといわれる。その人が真先竜香（正木良弘の誤）は西濃で道俗の教化に努め、「悉隨其化」と賞めたたえている。

良弘は桑原新五左衛門・高橋惣七等五名宛に元禄二一戊寅一〇月一五日付の遺書を残し、心洞寺は弘濟禪師の開山で妙心寺よりの証文もあるから弘濟禪師の弟子が住持すべきものだ（書状卷物）とのべている。

四世大巖祖喝が正徳三年（一七一三）江府光林寺より入寺し、正徳五年禪堂の建立に着手し翌年完成し、安居会を行っている。

また元文二丁巳春（一七三七）洪鐘の铸造を発願し、寛保元辛酉三月一五日（一七四一）円鑄し、三月二一日慶賛の偈を唱えている。

心洞寺大鐘銘に、

（前略）……老隱此日為三宝供養之唱導師、師亦隨喜而不敢峻

拒、乃為銘曰、新鑄宝鐘掛道場、一音福寿海無量、忽開眼処

寛保元辛酉三月廿一日
濃州方県郡正木之郷太白山心洞禪師現住石鼎刻記焉

返聞処、萬世伝声尽十方、喝

治主、同州厚見郡岐阜住岡本太郎左衛門藤原貞次

尚この洪鐘は昭和一七年一二月八日大東亜戦争のため供出して今は無い。

五世石鼎梵愚、六世俊峰智英、七世靈道祖仙、八世朴州禪質は己事の究明と布教のために尽力した。

ただ朴州の不在の時心洞寺に火災が起り、すべて灰燼に帰したが、朴州は再建に盡心努力し、天保二年に完成している。それが現在の本堂で、その屋根の鬼瓦に、

「天保十一子（一八四〇）三月大洞村瓦師玉田伝右衛門・惣同捨吉歲一六歲作之」の銘が焼きこまれ、山門の鬼瓦には、各務郡大洞村瓦師堀定吉（東側）寛政己九年八月八日（一七九七）（西側）の銘が焼きこまれている。

九世芳道祖倫・一〇世賜屋東紹・一一世卓州宗珪と続いている。

卓州宗珪は一休禪師の寺として有名な京都田辺町の酬恩庵の住職をしていたが、後心洞寺に転住し、己事究明して自己修養をはかると共に、宗派内の徒弟の教育に心をくだき、聯芳学林を誘致して徒弟の育成に努め、外に対して教化につとめ、妙心寺派内に重きをなしていた。

ついで、一一世鉄舟古帆が続き、現住弘玄慈舟に至っている。

（6）正明寺（廢寺）

（弘玄慈舟記）

当村の寺院の歴史は、文明時代（一四七九年）、大永時代（一五三一年）以降であったようであり、内でも古い寺院で土岐成頼が正木の地に一寺を建立し、天童山心洞院といい四宗兼学の道場として、あわせて先祖供養の場とした。ところが織田信長が岐阜城攻撃の際戦火にあい灰燼に帰したようで、いずれも土岐氏時代の寺院が多いようである。

土地の古老の話によると、現在字正明寺が存在しておるが、寺の確証となる資料は存在しないが、明治末期から大正初期にかけての耕地整理の際には、字正明寺三〇三番地の一、同番地の三、同番地の五の土地は竹藪で、当時五輪の墓石が多数放置されて子供心に珍しくよく手にしては遊んだ。土器の如きものも出土して子供の遊び場所であった。古老

の話に依ると寺の跡であつたが廃寺になり確証たる資料は水害等のために皆無であるが今はその名のみ残り、語り草となつておる。

(7) その他の堂宇

救世観音堂 岐阜市鷺山城址。

鷺山城は、乱世の戦国の一時期、

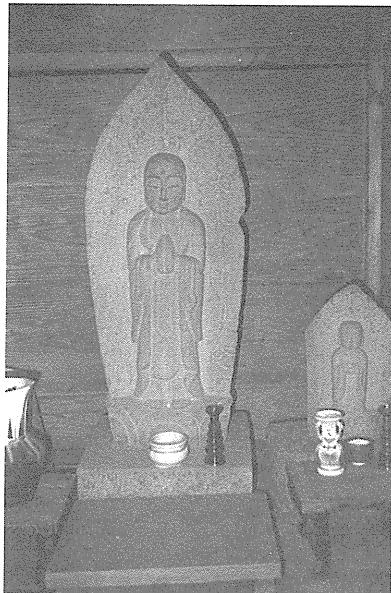
美濃国最後の守護・土岐頼芸や、主君の頼芸を放逐して美濃国を篡奪した斎藤道三の居城であった。なかで

も、道三は義竜と父子の戦いをしたとき、鷺山城から出陣したといわれる。戦い利あらず、道三は崇福寺近くの長良川畔（現在の県営グランド）で討死し、いまに道三塚が遺つてゐる。おそらく、鷺山城もこの骨肉の争いの時落城したと考えられる。それはこの山を住宅地にするために開発した際、各所に五輪塔が発掘され、戦死者を回向したと思われる。昭和二九年四月、鷺山城に縁のあつた土岐頼芸・斎藤道三ならびにその一族郎党の靈を慰め、あわせて史蹟保存のため、城址の一角に「救世観音堂」が川上道斎・玉子夫妻により発願・建立された。主な年中行事として、四月一〇日の道三祭、七月一五日の精靈灯籠流し、八月二十四日の地蔵祭りがある。

地蔵菩薩 鷺山四丁目



救世観音堂建立の地と五輪塔



浅右衛門地蔵ともうひとつの地蔵

(平野豊氏提供)

れている。
(高瀬太
吉氏談)

同御堂内にもう一軀の地蔵像が安置されているが、「明治□□年七月廿日」銘があり、「槐安道休信士・□□妙隨信女」と地蔵の両側に法名が刻まれているところから供養仏と考えられるが、その由来・伝承は不詳である。地元の小森昌文によると、昭和一〇年ごろ、昌文の父・松太郎が、某家の竹藪に転っていたのを貰い受け、自家の庭内に安置していたが、在家には勿体ないものであり、すこしでも多くの方に参詣していただきたい気持ちから、昭和三八年ごろ「浅右衛門地蔵・延命地蔵」の脇に同居させていただいたと云われている。

通称「浅右衛門地蔵」または「延命地蔵」といわれている。その所以は、地蔵像に刻まれた「大乘妙典供養、明和六己丑年二月五日、当村願主・浅右衛門」から、願主名をとつてこの名称が伝えられたものである。浅右衛門は本章第三節の下土居村年寄名にみえる人物と推定されるが、自分・母・妻子に対する供養仏であろう。地蔵菩薩の供養に「御仏飯段^田甫」が一反歩あり、それは浅右衛門の寄付といわれる。明治三〇年に現在の御堂が建立され、以後、山田・粥川・小森・高瀬・高井等一〇家により毎年地蔵供養が行わ

ア、所在地 鷺山二三四番地

第六節 当地域の社寺

イ、由緒 北野神社参道約二〇畝南、鷺山一七六六番地の二に古くは鎮座していたという。

平野家の先代がこの地を買われた折、地蔵尊のお告げに

より昭和一〇年

頃現在地に移座

されたという。

現在の供養者平

野達夫

一番町の地蔵

尊 鷺山一二六番地、現在の一番町に、小さな地蔵尊が北向に建っている。

大正の終わりに県道岐阜・大野線が拡幅された頃、前の場所であつた鷺山字仙道から移転されたと古老はいう。

鷺山字仙道のときには南向に建つていて「左、谷汲の地」という道しるべが刻まれて、人力車が行きかう街道であった。

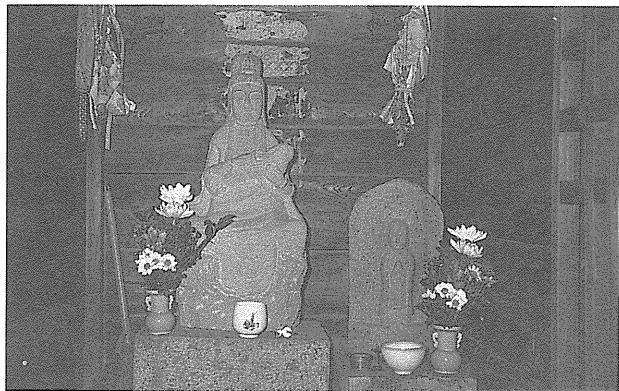
現在地に移つてからは、毎年八月二八日に一番町の農家一〇数戸でこの地蔵尊の祭事が繰り返されてきたが、昭和三八年八月地蔵尊の建物が改築普請



地蔵祭のようす（森崎憲司氏提供）



地蔵尊 鷺山234（平野豊氏提供）



子安地蔵と咳留地蔵（平野豊氏提供）

（大工・平野一夫）されてからは、地元の多勢の人々によつて祭事が行われてきた。

この地蔵尊がいつ頃から建つたかは記録にないが、西国三十三カ所の札所、谷汲山華嚴寺への道しるべとあるところから、相当古くからあつたと想像できよう。古老の話では、この地蔵尊は現在地まで二回移転されてきたという。

子安地蔵と咳留地蔵 下土居仙古

子安地蔵尊の台座に「稻葉郡鷺山村大字下土居・世話人松田勢以・森瀬竹治郎、明治二十五年一〇月建之」とあり、建立の年月と建立者がわかる。一方、咳留地蔵は大正

五年八月に松田

駒吉が建立した

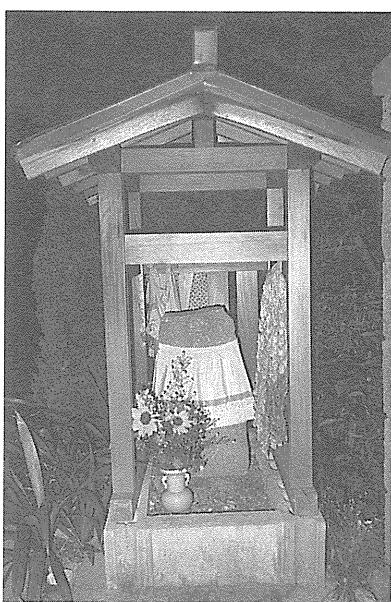
もの。両者とも、

建立事由などは

不詳であるが、

地域の中でこれの保持・保存を図つてゐる。

地蔵尊



地蔵尊 鷺山208の2（平野豊氏提供）

ア、所在地 鷺山二〇八番地の二（平野岩雄宅地内）

イ、由緒 平野家元屋敷竹藪内にあったといわれる。造成の折、昭和二年頃、地蔵尊のお告げにより、南東地に移座されたと言う。建造年は不詳。

供養者 平野岩雄

馬頭観音堂

ア、所在地 下土居若宮地内八幡神社の北西角

イ、由緒 高さ六九寸の仏像で砂岩に刻まれた三面八臂の石仏である。

昭和三七年頃までは農家では牛馬を飼育しておったので四月一七日に牛馬の餌になる鳥羽川堤防の草を刈る場所をクジで引いてのち牛馬の供養をして

いた。現在は一

月一五日に農業

団体で祭事を

行つて いる。

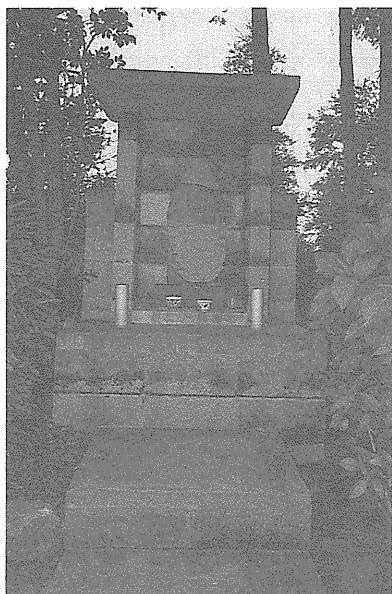
馬頭観音 敷

地三〇坪

鷺山本通り二丁目一三一一一に牛馬の灸治場として

あつたと古老はい。う。

建立は明治七年一〇月一五日とあり、私有地であつた為



馬頭観音堂（平野豊氏提供）



鷺山区馬頭観音（平野豊氏提供）

現在地鷺山草平町中珠一三六七一二地内に昭和二八年一一月一一日遷座したという。古から牛馬が家族の一員として一室を与えられ、米・麦の桿を敷き堆肥を造らせた。又我が子供同様に愛し農作業の一員として活躍させたものであった。一家の一員である牛馬を病魔から守るため馬頭観（世）音が設立されたと言われる。

山県郡上伊自良村甘南美寺の分身とも聞く。明治四〇年神社合祀令に依り北野神社に合祀された。現在地は津島神社跡地である。

昭和三八年頃から牛馬がなくなり、今は三角公園として子供の広場でもある。

初午の二月九日、人参・牛ぼう・ダンゴ・大豆等を供え供養した。青年団活発の頃は若衆が取り持ちを務め、今は区民が当番で供養を行つて いる。

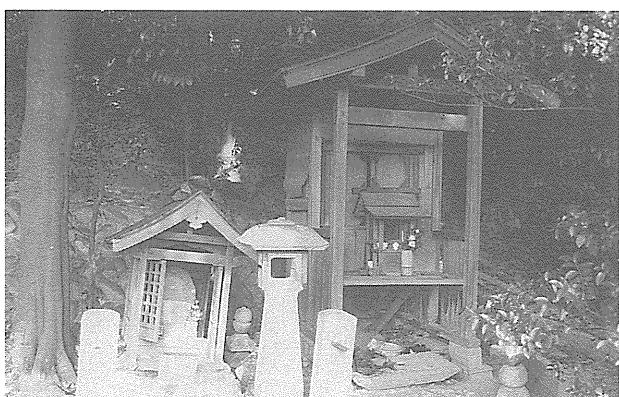
馬頭観音

ア、所在地 正木一五一一番地（白山神社境内敷地）

イ、由緒 自然石にて、安政四丁巳年八月一七日建立とあり。

建立当時は正木一三五九番地北川清宅隣りの当時の堤防の「のり敷」に安置されてあつた。

牛馬は、農業にかくことが出来ない家畜で、農家には原則のように牛か馬が一頭飼育されていた。堆肥の生産や農耕にと利用され、家族同様に飼育されていた。



馬頭観世音 正木1511（平野豊氏提供）

これを扱う医者として獣医があつた。病気の診断や年に数回の爪切り・馬蹄打ちに、池之上から佐藤某が出張して来られた。病魔から守る祈願所として各地に馬頭観世音が建立された。その後、化学肥料・農機具の普及等により牛馬も少なくなり、昭和四六年九月には白山神社境内敷地に移転、現在も引き続き供養しておる。

大森薬師小堂 文化一二年四月、方県郡下土居村庄屋・

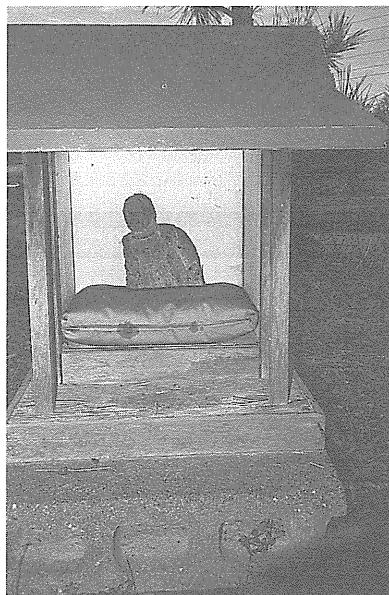
勘右衛門、年寄・浅右衛門、百姓代・甚左衛門等から濃州

方県郡下土居村指出明細帳を笠松御役所に提出した。その

文書に、大森薬師小堂、藤三郎、但し屋敷之内御年貢地と記載されてある。(岐阜市史)

古老の説によると、藤三郎は実在していたが、現在ではその子孫は全く存在せず、絶えたようであるが、昔は相当の地主で、かつまた有力者であったよう窺われる。

大森とは、大きな木が森のように繁っていたことによるか。



大森薬師小堂 (平野豊氏提供)